

統計調査基本条例

〈2010年6月29日条例公示第8号〉

- 改正 ①2012年6月29日条例公示8
②2013年6月28日条例公示3
③2015年6月26日条例公示10
④2021年6月30日条例公示4
⑤2023年6月30日条例公示3
⑤2024年6月28日条例公示2

(目的)

第1条 この条例は、本派における調査及び統計の基本事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調査 調査票を用いて行われる調査をいう。
- (2) 統計 調査により作成される宗務に関する事象の分布及び属性等を数量的に図表化し分析に供されるものをいう。
- (3) 宗務の諸機関 宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める部門、宗務出張所、解放運動推進本部、真宗大谷派青少年センター、行財政改革推進本部、教学研究所及び親鸞仏教センター並びに条例により設置された委員会及び諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)により設置された諮問機関をいう。
- (4) 寺院 別院、普通寺院及び教会をいう。

(調査・統計の基本)

第3条 本派が行うすべての調査は、本派の目的達成のための施策立案に資する情報を得ることを目的として行うものとし、宗務の諸機関は積極的な調査の実施と統計の活用を努めるものとする。

- 2 調査は、宗務の諸機関相互の連携及び分担のもと、信頼性が確保されるよう適切な方法により行うものとする。
- 3 統計は、宗務の諸機関相互の連携及び分担のもと、調査に基づき作成するものとする。
- 4 本派に所属する寺院並びに僧侶及び門徒は、本派が行う調査に協力するものとする。

(調査の種別)

第4条 本派の調査は、次の3種とする。

- (1) 教勢調査 社会状況に即した宗門の課題を把握するために、すべての寺院を対象に、宗門の現勢と教化活動の実態を調査する基幹調査

- (2) 門徒戸数調査 門徒戸数調査に関する条例(2004年条例公示第8号。以下同じ。)に基づき行う基幹調査

- (3) 基礎調査 宗務の諸機関が必要に応じて行う前2号以外の調査
(調査結果の公表)

第5条 前条第1号に定める調査結果は、宗門内に広く公表するものとする。

2 前条第2号に定める調査結果の公表は、門徒戸数調査に関する条例の定めによる。

3 前条第3号に定める調査結果は、次条に定める統計調査委員会に報告するものとし、調査結果を公表するときは、その対象、範囲及び方法等について、次条に定める統計調査委員会において決定するものとする。

(統計調査委員会)

第6条 第3条の規定に則り、本派における積極的かつ適切な調査の実施並びに統計の総合的な整理及び活用を資するため、宗務所に統計調査委員会を置く。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、調査及び統計に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行後に行う教勢調査は、従前の教勢調査の継続性を確保してこれを行う。
- 3 宗務職制第13条を次のように改める。
(部門の行う調査)

第13条 部門が必要により調査を行うときは、統計調査基本条例(2010年条例公示第8号)に基づき行わなければならない。

附 則(2012年6月29日条例公示第8号)抄
この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則(2013年6月28日条例公示第3号)
この条例は、2013年7月1日から施行する。

附 則(2015年6月26日条例公示第10号)抄
この条例は、2015年7月1日から施行する。
ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則(2021年6月30日条例公示第4号)抄
この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則(2023年6月30日条例公示第3号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 門徒戸数調査に関する条例第1条中「第6条」を「第4条第2号」に改める。

附 則(2024年6月28日条例公示第2号)抄
この条例は、2024年7月1日から施行する。

統計調査委員会規程

〈2010年6月29日達令公示第3号〉

改正 ①2015年6月26日達令公示9

②2023年6月30日達令公示8

③2024年6月28日達令公示3

(趣旨)

第1条 この達令は、統計調査基本条例(2010年条例公示第8号。以下「条例」という。)

第6条に規定する統計調査委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 条例第4条各号に定める調査の研究及び助言に関する事項

(2) 教勢調査における企画及び設計、並びに統計の作成、分析、公表に関する事項

(3) 基礎調査の実施及び統計に必要な補助並びに公表に関する事項

(4) 調査及び統計における知識、技能その他必要な事項の習得に資する各種研修の実施に関する事項

(5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 総務部長

(2) 組織部長

(3) 財務部長

(4) 企画調整局長

(5) 行財政改革推進本部事務部長

(6) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員と定められた役職にある者の中から、企画調整局長の上申により宗務総長が命じた者

3 委員長は、企画調整局を分担管理する参務がこれに当たり、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、企画調整局長がその職務を代理する。

(統計調査専門員)

第4条 調査及び統計に関する専門的知識を要する事項について意見及び助言を得るため、委員会に統計調査専門員(以下「専門員」という。)若干人を置くことができる。

2 専門員は、学識経験を有する者について宗務総長が委嘱する。

3 専門員の任期は、委嘱の都度宗務総長が定める。

4 基礎調査に際し、調査を実施する宗務の諸機関が必要とするときは、委員会の議を経ることなく、専門員に直接助言を求めることができる。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(参考人の会議への出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(同朋会運動推進会議への委任)

第7条 委員長が必要と認めるときは、第2条に定める事項の一部を、教化推進の組織機構に関する基本条例(2015年条例公示第1号)第7条に定める同朋会運動推進会議における協議に代えることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、企画調整局が行う。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則(2015年6月26日達令公示第9号)抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則(2023年6月30日達令公示第8号)

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された委員会による審査の結果は、この達令による委員会が審査したものとみなす。

附 則(2024年6月28日達令公示第3号)抄

この達令は、2024年7月1日から施行する。